

## 1 規則等の題名

火薬類取締法令事務取扱規則（昭和36年高知県公安委員会規則第6号）の一部改正

## 2 根拠法令・条項

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）、火薬類立入検査要綱（平成31年4月1日警察庁丁保発第72号）等

## 3 規則等の制定日

令和5年1月17日（火曜日）

## 4 結果公示の日

令和5年1月17日

## 5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）第38条第4項第8号に該当

## 6 適用除外の理由

関係法令の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整理であり、意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更であるため。

## 7 規則等の概要

火薬類取締法令事務取扱規則の一部を改正する規則【PDF】  
新旧対照表【PDF】

## 8 担当課・連絡先

担当者：高知県警察本部生活安全部生活安全企画課  
住所：高知市丸ノ内二丁目4番30号  
電話番号：088-826-0110（内線 3033）

-----  
**公 安 委 員 会 規 則**  
-----

火薬類取締法令事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 1 月 17 日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

**高知県公安委員会規則第 1 号**

**火薬類取締法令事務取扱規則の一部を改正する規則**

火薬類取締法令事務取扱規則（昭和 36 年高知県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「取扱いについて」を「取扱いに関し」に改める。

第 2 条の見出しを「（証明書の交付等）」に改め、同条第 1 項中「に規定する火薬類運搬届（第 1 号において「運搬届）」を「第 2 条第 1 項に規定する届出書（第 1 号において「運搬届」という。）及び同項に規定する運搬計画表（以下この条において「計画表）」に、「火薬類運搬証明書」を「運搬証明書」に改め、同項第 1 号中「運搬計画表（第 3 項において「計画表」という。）」を「計画表」に改め、同条第 2 項中「前項の」を「前項の規定による」に改め、同条第 3 項中「第 1 項の」を「第 1 項の規定による」に改め、同条第 4 項中「署長は、」を「署長は、第 1 項の規定により」に、「指示するときは」を「指示をするときは」に改め、同条第 5 項中「第 19 条第 4 項に規定する」を「第 19 条第 4 項において読み替えて準用する法第 17 条第 6 項の規定による」に改める。

第 3 条の見出し中「通知」を「通知等」に改め、同条第 3 項中「前項の」を「前項の規定による」に改める。

第 5 条の見出しを「（証明書の書換え交付等）」に改め、同条第 1 項中「証明書記載事項」を「証明書の記載事項」に、「当該届出人」を「当該届出者」に改め、同条第 2 項中「前項の」を「前項の規定により」に改める。

第 6 条第 1 項中「相違ない」を「相違がない」に改め、同条第 2 項中「その年月日」を「再交付年月日」に改める。

第 7 条中「証明書を」を「当該証明書を」に、「証明書の交付が他の公安委員会であるとき」を「当該証明書の交付が他の公安委員会によるものであるとき」に改める。

第 8 条第 1 項中「府令別記様式第 1 火薬類運搬届」を「府令別記様式第一による火薬類運搬届」に、「府令別記様式第 2 運搬計画表」を「府令別記様式第二による運搬計画表」に改め、同条第 2 項中「前項の」を「前項の鉄道又は船舶を使用する旨の記載がある」に改める。

第 9 条ただし書中「他の公安委員会のものであるとき」を「他の公安委員会によるものであるとき」に改める。

第 10 条第 2 号中「火薬類取扱場所」を「火薬類取扱場所（火薬類製造所、火薬類販売所、火薬庫、火薬類庫外貯蔵庫、火薬類消

費場所及び火薬類廃棄場所をいう。第11条第1項において同じ。)に改める。

第10条の2の見出し中「証票」を「証票等」に改め、同条第1項中「証明書」を「火薬類立入検査職員証明書」に改め、同条第2項中「記入し」を「記載し」に改める。

第11条を次のように改める。

(立入検査等の実施)

**第11条** 署長は、年間を通じて1回以上、その職員(第10条に規定する警察職員に限る。次項において同じ。)に、管轄区域内に所在する火薬類取扱場所に立ち入り、立入検査等を行わせるものとする。

2 署長は、前項の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、その職員に、立入検査等を行わせるものとする。

(1) 立入検査等において法令違反等が発見されたものについて、その後の状況を見る場合

(2) 新たに火薬類の取扱いを伴う事業等が開始された場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、高知県公安委員会が必要があると認める場合

第12条中「職員」を「警察職員」に改める。

第13条中「災害」を「災害の発生」に改める。

第16条第2項中「前項の」を「前項の規定による」に改める。

第17条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条第1項中「猟銃用火薬類等の譲渡許可申請書」を「猟銃用火薬類等譲渡許可申請書(以下この条において「申請書」という。)」に改め、同条第3項中「前項の」を「前項の規定による報告に係る」に、「公安委員会」を「高知県公安委員会」に改める。

第18条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条第1項中「猟銃用火薬類等の譲受許可申請書」を「猟銃用火薬類等譲受許可申請書(第1号において「申請書」という。)」に改め、同条第2項中「の規定により」を「の規定による調査の結果」に改める。

第19条の見出しを「(譲渡許可証等の書換え交付)」に改め、同条第1項中「猟銃用火薬類等の譲渡(受)許可証書換申請書」を「猟銃用火薬類等譲渡(受)許可証書換申請書(第1号において「申請書」という。)」に、「新たな許可証」を「新たな譲渡許可証又は譲受許可証」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 申請に係る変更事項についての新たな許可の要否

第19条第2項中「許可証には、旧許可証」を「譲渡許可証又は譲受許可証には、旧譲渡許可証又は旧譲受許可証」に、「書換え」を「書換え」に改める。

第20条の見出し中「許可証」を「譲渡許可証等」に改め、同条中「猟銃用火薬類等の譲渡(受)許可証再交付申請書」を「猟銃用火薬類等譲渡(受)許可証再交付申請書」に、「旧許可証」を「旧譲渡許可証又は旧譲受許可証」に、「許可証を」を「譲渡許

可証又は譲受許可証を」に、「その年月日」を「再交付年月日」に改める。

第21条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条第1項中「猟銃用火薬類等の輸入許可申請書」を「猟銃用火薬類等輸入許可申請書（以下この項において「申請書」という。）」に、「当該申請者」を「、当該申請者」に改め、同項第3号中「の規定により提示する」を「に規定する」に、「、狩猟免状又は計画書等」を「若しくは狩猟免状又は使用計画書等」に改める。

第22条の見出し中「輸入許可」を「輸入の許可」に改め、同条中「輸入の許可」を「当該申請書に許可する旨が記載されて輸入許可書として交付」に、「、許可」を「、当該輸入の許可」に改める。

第23条の見出し中「記載事項の変更」を「書換え交付等」に改め、同条第1項中「輸入許可書記載事項変更届」を「猟銃用火薬類等輸入許可書記載事項変更届」に、「新たな許可書に書き換えて」を「新たな輸入許可書に書き換えて、」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 届出に係る変更事項についての新たな許可の要否

第23条第2項中「許可書」を「輸入許可書」に改め、同条第3項中「の書換えをした」を「を書き換えて交付した」に改める。

第24条の見出しを「（輸入届の受理）」に改め、同条中「猟銃用火薬類等の輸入届」を「猟銃用火薬類等輸入届」に改める。

第25条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条第1項中「猟銃用火薬類等の消費許可申請書」を「猟銃用火薬類等消費許可申請書（第1号において「申請書」という。）」に改める。

第26条の見出し中「消費」を「消費の許可」に改め、同条中「消費の許可をした」を「当該申請書に許可する旨を記載して消費許可書として交付した」に、「、許可」を「、当該消費の許可」に改める。

第27条の見出し中「記載事項の変更」を「書換え交付等」に改め、同条第1項中「消費許可書記載事項変更届」を「猟銃用火薬類等消費許可書記載事項変更届」に改め、同条第2項中「の書換えをした」を「を書き換えて交付した」に改める。

第29条中「施行について」を「施行に関し」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新 旧 対 照 表

新

火薬類取締法令事務取扱規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）、火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号。以下「令」という。）、火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和35年総理府令第65号）及び猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号）の規定に基づく高知県公安委員会の権限に属する事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（証明書の交付等）

第2条 警察署長（以下「署長」という。）は、火薬類の運搬に関する内閣府令（以下この章において「府令」という。）第2条第1項に規定する届出書（第1号において「運搬届」という。）及び同項に規定する運搬計画表（以下この条において「計画表」という。）を受理した場合は、次に掲げる事項を調査し、支障がないと認めるときは、府令第3条に規定する運搬証明書（以下「証明書」という。）を当該届出者に交付しなければならない。

（1）運搬届及び計画表の記載事項の適否

（2）・（3） 略

2 署長は、前項の規定による調査をした場合において、当該運搬について支障があると認めるときは、荷送人に対し当該運搬計画を改めるよう指示しなければならない。

3 第1項の規定による証明書の交付は、正副2通を作成し、正本にこれと契印した計画表を添付して行うものとする。

4 署長は、第1項の規定により証明書を交付する場合において、法第19条第2項の規定により指示をするときは、その内容を証明書に記載しなければならない。

5 法第19条第4項において読み替えて準用する法第17条第6項の規定による証明書の有効期間は、次に掲げる基準によるものとする。

（1）・（2） 略

（運搬の通知等）

第3条 略

2 略

旧

火薬類取締法令事務取扱規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）、火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号。以下「令」という。）、火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和35年総理府令第65号）及び猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号）の規定に基づく高知県公安委員会の権限に属する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（運搬届の受理）

第2条 警察署長（以下「署長」という。）は、火薬類の運搬に関する内閣府令（以下この章において「府令」という。）に規定する火薬類運搬届（第1号において「運搬届」という。）を受理した場合は、次に掲げる事項を調査し、支障がないと認めるときは、府令第3条に規定する火薬類運搬証明書（以下「証明書」という。）を当該届出者に交付しなければならない。

（1）運搬届及び運搬計画表（第3項において「計画表」という。）の記載事項の適否

（2）・（3） 略

2 署長は、前項の調査をした場合において、当該運搬について支障があると認めるときは、荷送人に対し当該運搬計画を改めるよう指示しなければならない。

3 第1項の証明書の交付は、正副2通を作成し、正本にこれと契印した計画表を添付して行うものとする。

4 署長は、証明書を交付する場合において、法第19条第2項の規定により指示をするときは、その内容を証明書に記載なければならない。

5 法第19条第4項に規定する証明書の有効期間は、次に掲げる基準によるものとする。

（1）・（2） 略

（運搬の通知）

第3条 略

2 略

3 本部長は、前項の規定による報告を受けた場合は、速やかに関係する他の公安委員会に通知しなければならない。

4 略

(証明書の書換え交付等)

第5条 署長は、府令第4条に規定する証明書の記載事項の変更の届出を受けた場合は、その事実を調査し、証明書の書換えを必要とすると認めるときは、証明書を新たに書き換えて当該届出者に交付するものとする。

2 前項の規定により証明書を書き換えて交付するときは、旧証明書番号及び新たな交付年月日を記載し、かつ、上部欄外余白に「書換え」と朱書するものとする。

3 略

(証明書の再交付)

第6条 署長は、府令第5条に規定する証明書の再交付の申請を受けた場合は、その事実を確かめ、申請事項に相違がないと認めるときは、当該申請者に証明書を再交付するものとする。

2 前項の規定により証明書を再交付するときは、上部欄外余白に「再交付」と朱書し、かつ、再交付年月日を記載するものとする。

(運搬中における証明書記載内容の変更の届出を受けたときの措置)

第7条 署長は、運搬中における証明書の記載内容の変更の届出を受けたときは、当該証明書を交付した他の署長に通知し、証明書欄外余白に届出年月日及び変更事項を記載し、署長印を押印するものとする。この場合において、当該証明書の交付が他の公安委員会によるものであるときは、本部長に報告し、報告を受けた本部長は、当該他の公安委員会に通知するものとする。

(鉄道又は船舶を使用して運搬する場合の届出の取扱い)

第8条 署長は、府令別記様式第一による火薬類運搬届の運搬方法欄に車両のほかに鉄道又は船舶を使用する旨の記載があった場合は、府令別記様式第二による運搬計画表の欄外余白に届出年月日を記載し、署長印を押印するものとする。

2 署長は、前項の鉄道又は船舶を使用する旨の記載がある届出を受けた場合において、当該運搬が他の署又は他の公安委員会の管轄区域にわたるときは、第3条第1項及び第2項に準じて措置するものとする。

(返納された証明書の処理)

第9条 署長は、令第3条の規定により返納された証明書を3年間保存しなければならない。ただし、当該証明書の交付が他の署長又は他の公安委員会によるものであるときは、当該他の署長又は他の公安委員会に当該証明書を送付しな

3 本部長は、前項の報告を受けた場合は、速やかに関係する他の公安委員会に通知しなければならない。

4 略

(証明書記載事項の変更の届出等)

第5条 署長は、府令第4条に規定する証明書記載事項の変更の届出を受けた場合は、その事実を調査し、証明書の書換えを必要とすると認めるときは、証明書を新たに書き換えて当該届出人に交付するものとする。

2 前項の証明書を書き換えて交付するときは、旧証明書番号及び新たな交付年月日を記載し、かつ、上部欄外余白に「書換え」と朱書するものとする。

3 略

(証明書の再交付)

第6条 署長は、府令第5条に規定する証明書の再交付の申請を受けた場合は、その事実を確かめ、申請事項に相違ないと認めるときは、当該申請者に証明書を再交付するものとする。

2 前項の規定により証明書を再交付するときは、上部欄外余白に「再交付」と朱書し、かつ、その年月日を記載するものとする。

(運搬中における証明書記載内容の変更の届出を受けたときの措置)

第7条 署長は、運搬中における証明書の記載内容の変更の届出を受けたときは、証明書を交付した他の署長に通知し、証明書欄外余白に届出年月日及び変更事項を記載し、署長印を押印するものとする。この場合において、証明書の交付が他の公安委員会であるときは、本部長に報告し、報告を受けた本部長は、当該他の公安委員会に通知するものとする。

(鉄道又は船舶を使用して運搬する場合の届出の取扱い)

第8条 署長は、府令別記様式第1火薬類運搬届の運搬方法欄に車両のほかに鉄道又は船舶を使用する旨の記載があった場合は、府令別記様式第2運搬計画表の欄外余白に届出年月日を記載し、署長印を押印するものとする。

2 署長は、前項の届出を受けた場合において、当該運搬が他の署又は他の公安委員会の管轄区域にわたるときは、第3条第1項及び第2項に準じて措置するものとする。

(返納された証明書の処理)

第9条 署長は、令第3条の規定により返納された証明書を3年間保存しなければならない。ただし、当該証明書の交付が他の署長又は他の公安委員会のものであるときは、当該他の署長又は他の公安委員会に当該証明書を送付しな

なければならない。

(立入検査等を行う者)

第10条 法第43条第2項の規定による立入検査等(質問を含む。以下同じ。)を行う警察職員は、次に掲げる者とする。

(1) 略

(2) 管轄内に火薬類取扱場所(火薬類製造所、火薬類販売所、火薬庫、火薬類庫外貯蔵庫、火薬類消費場所及び火薬類廃棄場所をいう。第11条第1項において同じ。)を有する地域警察官

(3)・(4) 略

(身分を示す証票等)

第10条の2 法第43条第4項に規定する身分を示す証票は、警察官にあつては警察手帳とし、その他の警察職員にあつては別記第1号様式の火薬類立入検査職員証明書とする。

2 本部長は、前条第3号の規定により職員を指定したときは、別記第2号様式の火薬類立入検査等指定職員台帳に記載し、異動の都度整理するものとする。  
(立入検査等の実施)

第11条 署長は、年間を通じて1回以上、その職員(第10条に規定する警察職員に限る。次項において同じ。)に、管轄区域内に所在する火薬類取扱場所に立ち入り、立入検査等を行わせるものとする。

2 署長は、前項の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、その職員に、立入検査等を行わせるものとする。

(1) 立入検査等において法令違反等が発見されたものについて、その後の状況を見る場合

(2) 新たに火薬類の取扱いを伴う事業等が開始された場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、高知県公安委員会が必要があると認める場合

(帳簿の検査)

第12条 第10条に規定する警察職員は、立入検査等に際して帳簿を検査した場合は、その都度当該帳簿の欄外に立入検査等の年月日を記載して押印しなければならない。

(緊急時の措置)

第13条 署長は、法第45条に規定する自動車等による運搬について災害の発生を防止し、又は公共の安全を維持するため緊急の必要があると認めるときは、応急の措置をとるとともに、速やかにその状況を本部長に報告しなければならない。

なければならない。

(立入検査等を行う者)

第10条 法第43条第2項の規定による立入検査等(質問を含む。以下同じ。)を行う警察職員は、次に掲げる者とする。

(1) 略

(2) 管轄内に火薬類取扱場所を有する地域警察官

(3)・(4) 略

(身分を示す証票)

第10条の2 法第43条第4項に規定する身分を示す証票は、警察官にあつては警察手帳とし、その他の警察職員にあつては別記第1号様式の証明書とする。

2 本部長は、前条第3号の規定により職員を指定したときは、別記第2号様式の火薬類立入検査等指定職員台帳に記入し、異動の都度整理するものとする。  
(立入検査等の基準)

第11条 立入検査等は、定期立入検査等及び臨時立入検査等の2種とし、次に掲げる基準により行うものとする。

(1) 定期立入検査等

ア 全国一斉の立入検査等

イ 年1回の県下一斉の立入検査等

ウ 年1回以上の警察署ごとの一斉立入検査等

(2) 臨時立入検査等

ア 立入検査等において法令違反等が発見されたものについて、その後の状況を見るために行うもの

イ 新たに火薬類の取扱いを伴う事業等が開始された場合に行うもの

ウ ア及びイに掲げるもののほか、必要があると認めた場合に行うもの

(帳簿の検査)

第12条 第10条に規定する職員は、立入検査等に際して帳簿を検査した場合は、その都度当該帳簿の欄外に立入検査等の年月日を記載して押印しなければならない。

(緊急時の措置)

第13条 署長は、法第45条に規定する自動車等による運搬について災害を防止し、又は公共の安全を維持するため緊急の必要があると認めるときは、応急の措置をとるとともに、速やかにその状況を本部長に報告しなければならない。

い。

(措置の要請)

#### 第16条 略

2 本部長は、前項の規定による報告を受けた場合は、その内容を検討し、必要があると認めるときは、別記第3号様式の措置要請書又は別記第3号の2様式の緊急措置要請書により要請するものとする。

(譲渡の許可等)

第17条 署長は、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（以下「府令」という。）第2条に規定する猟銃用火薬類等の譲渡許可申請書（以下この条において「申請書」という。）を受理した場合は、次に掲げる事項を調査し、支障がないと認めるときは、府令第5条第1項に規定する譲渡許可証を正副2通作成し、正本を当該申請者に交付しなければならない。

(1)・(2) 略

#### 2 略

3 署長は、前項の規定による報告に係る許可申請に関し、高知県公安委員会から別記第4号様式の不許可処分通知書を受けたときは、速やかに当該申請者にこれを交付し、別記第5号様式の受領書を徴するものとする。

(譲受けの許可等)

第18条 署長は、府令第3条第1項に規定する猟銃用火薬類等の譲受許可申請書（第1号において「申請書」という。）を受理した場合は、次に掲げる事項を調査し、支障がないと認めるときは、府令第5条第1項に規定する譲受許可証を正副2通作成し、正本を当該申請者に交付しなければならない。ただし、当該申請者の所持に係る銃砲所持許可証に猟銃用火薬類等の譲受許可証がつづり込まれているときは、当該猟銃用火薬類等の譲受許可証に許可に係る事項を記載して交付するものとする。

(1)～(4) 略

2 前項の規定による調査の結果許可する場合の火薬類等の数量は、許可1件につき、次に掲げる基準によるものとする。

(1)～(3) 略

#### 3 略

(譲渡許可証等の書換え交付)

第19条 署長は、府令第6条に規定する猟銃用火薬類等の譲渡（受）許可証書換申請書（第1号において「申請書」という。）を受理した場合は、次に掲げる事項を調査し、支障がないと認めるときは、新たな譲渡許可証又は譲受許可証に書き換えて当該申請者に交付するものとする。

(措置の要請)

#### 第16条 略

2 本部長は、前項の報告を受けた場合は、その内容を検討し、必要があると認めるときは、別記第3号様式の措置要請書又は別記第3号の2様式の緊急措置要請書により要請するものとする。

(譲渡の許可)

第17条 署長は、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（以下「府令」という。）第2条に規定する猟銃用火薬類等の譲渡許可申請書を受理した場合は、次に掲げる事項を調査し、支障がないと認めるときは、府令第5条第1項に規定する譲渡許可証を正副2通作成し、正本を当該申請者に交付しなければならない。

(1)・(2) 略

#### 2 略

3 署長は、前項の許可申請に関し、公安委員会から別記第4号様式の不許可処分通知書を受けたときは、速やかに当該申請者にこれを交付し、別記第5号様式の受領書を徴するものとする。

(譲受けの許可)

第18条 署長は、府令第3条第1項に規定する猟銃用火薬類等の譲受許可申請書を受理した場合は、次に掲げる事項を調査し、支障がないと認めるときは、府令第5条第1項に規定する譲受許可証を正副2通作成し、正本を当該申請者に交付しなければならない。ただし、当該申請者の所持に係る銃砲所持許可証に猟銃用火薬類等の譲受許可証がつづり込まれているときは、当該猟銃用火薬類等の譲受許可証に許可に係る事項を記載して交付するものとする。

(1)～(4) 略

2 前項の規定により許可する場合の火薬類等の数量は、許可1件につき、次に掲げる基準によるものとする。

(1)～(3) 略

#### 3 略

(許可証の書換え)

第19条 署長は、府令第6条に規定する猟銃用火薬類等の譲渡（受）許可証書換申請書を受理した場合は、次に掲げる事項を調査し、支障がないと認めるときは、新たな許可証に書き換えて当該申請者に交付するものとする。



(1) 略

(2) 申請に係る変更事項について新たな許可の要否

2 前項の規定により新たに書き換えて交付する譲渡許可証又は譲受許可証には、旧譲渡許可証又は旧譲受許可証の番号及び新たな交付年月日を記載し、かつ、上部欄外余白に「書換え」と朱書するものとする。

(譲渡許可証等の再交付)

第20条 署長は、府令第7条に規定する猟銃用火薬類等譲渡(受)許可証再交付申請書を受理した場合は、その事実を確かめ、申請事項に相違ないと認めるときは、旧譲渡許可証又は旧譲受許可証と同じ内容の譲渡許可証又は譲受許可証を作成し、その上部欄外余白に「再交付」と朱書し、かつ、再交付年月日を記載して、当該申請者に交付するものとする。

(輸入の許可等)

第21条 署長は、府令第9条第1項に規定する猟銃用火薬類等輸入許可申請書(以下この項において「申請書」という。)を受理した場合は、次に掲げる事項を調査し、支障がないと認めるときは、当該申請書の1通に許可する旨及びその年月日を記載し、高知県公安委員会印を押印して、当該申請者に交付しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 府令第9条第2項において準用する府令第3条第2項又は第3項に規定する許可証、登録証若しくは狩猟免状又は使用計画書等の適否

2 略

(輸入の許可の通知)

第22条 署長は、前条の規定により当該申請書に許可する旨が記載されて輸入許可書として交付を受けた者の住所地が他の署の管轄に属するときは、当該輸入の許可の内容を当該他の署長に通知するものとする。

(輸入許可書の書換え交付等)

第23条 署長は、府令第9条第4項に規定する猟銃用火薬類等輸入許可書記載事項変更届を受理した場合は、次に掲げる事項を調査し、支障がないと認めるときは、新たな輸入許可書に書き換えて、当該申請者に交付するものとする。

(1) 略

(2) 届出に係る変更事項についての新たな許可の要否

2 前項の規定により新たに書き換えて交付する輸入許可書には、上部欄外余白に「書換え」と朱書し、かつ、その交付年月日を記載するものとする。

3 署長は、第1項の規定により輸入許可書を書き換えて交付した場合において、その変更事項が他の署長に通知をし、又は本部長に報告を必要とするもの

(1) 略

(2) 当該変更事項は、新たな許可を要するものではないか。

2 前項の規定により新たに書き換えて交付する許可証には、旧許可証の番号及び新たな交付年月日を記載し、かつ、上部欄外余白に「書換え」と朱書するものとする。

(許可証の再交付)

第20条 署長は、府令第7条に規定する猟銃用火薬類等の譲渡(受)許可証再交付申請書を受理した場合は、その事実を確かめ、申請事項に相違ないと認めるときは、旧許可証と同じ内容の許可証を作成し、その上部欄外余白に「再交付」と朱書し、かつ、その年月日を記載して、当該申請者に交付するものとする。

(輸入の許可)

第21条 署長は、府令第9条第1項に規定する猟銃用火薬類等の輸入許可申請書を受理した場合は、次に掲げる事項を調査し、支障がないと認めるときは、当該申請書の1通に許可する旨及びその年月日を記載し、高知県公安委員会印を押印して当該申請者に交付しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 府令第9条第2項において準用する府令第3条第2項又は第3項の規定により提示する許可証、登録証、狩猟免状又は計画書等の適否

2 略

(輸入許可の通知)

第22条 署長は、前条の規定により輸入の許可を受けた者の住所地が他の署の管轄に属するときは、許可の内容を当該他の署長に通知するものとする。

(輸入許可書の記載事項の変更)

第23条 署長は、府令第9条第4項に規定する輸入許可書記載事項変更届を受理した場合は、次に掲げる事項を調査し、支障がないと認めるときは、新たな許可書に書き換えて当該申請者に交付するものとする。

(1) 略

(2) 当該変更事項は、新たな許可を要するものではないか。

2 前項の規定により新たに書き換えて交付する許可書には、上部欄外余白に「書換え」と朱書し、かつ、その交付年月日を記載するものとする。

3 署長は、第1項の規定により輸入許可書の書換えをした場合において、その変更事項が他の署長に通知をし、又は本部長に報告を必要とするものであると

であるときは、速やかに電話等の方法により通知又は報告をしなければならない。

(輸入届の受理)

第24条 署長は、府令第10条に規定する猟銃用火薬類等輸入届を受理した場合は、その事実を確かめるとともに、当該届出事項が他の署長に通知を必要とするものであるときは、前条第3項の規定に準じて取り扱うものとする。

(消費の許可等)

第25条 署長は、府令第11条第1項に規定する猟銃用火薬類等消費許可申請書(第1号において「申請書」という。)を受理した場合は、次に掲げる事項を調査し、支障がないと認めたときは、第21条第1項の規定に準じて取り扱うものとする。

(1)～(3) 略

2・3 略

(消費の許可の通知)

第26条 署長は、前条の規定により当該申請書に許可する旨を記載して消費許可書として交付した場合において、当該消費地が他の署の管轄にわたるとき、その他特に必要があると認めたときは、当該消費の許可の内容を当該他の署長に通知するものとする。ただし、当該消費目的が狩猟の場合にあっては、これを省略することができる。

(消費許可書の書換え交付等)

第27条 署長は、府令第11条第2項に規定する猟銃用火薬類等消費許可書記載事項変更届を受理した場合は、第23条第1項及び第2項の規定に準じて取り扱うものとする。

2 署長は、前項の規定により消費許可書を書き換えて交付した場合において、その変更事項が他の署長に通知を必要とするものであるときは、速やかに電話等の方法により通知しなければならない。

(委任)

第29条 この規則の施行に関し必要な事項は、本部長が定める。

きは、速やかに電話等の方法により通知又は報告をしなければならない。

(輸入届)

第24条 署長は、府令第10条に規定する猟銃用火薬類等の輸入届を受理した場合は、その事実を確かめるとともに、当該届出事項が他の署長に通知を必要とするものであるときは、前条第3項の規定に準じて取り扱うものとする。

(消費の許可)

第25条 署長は、府令第11条第1項に規定する猟銃用火薬類等の消費許可申請書を受理した場合は、次に掲げる事項を調査し、支障がないと認めたときは、第21条第1項の規定に準じて取り扱うものとする。

(1)～(3) 略

2・3 略

(消費の通知)

第26条 署長は、前条の規定により消費の許可をした場合において、当該消費地が他の署の管轄にわたるとき、その他特に必要があると認めたときは、許可の内容を当該他の署長に通知するものとする。ただし、当該消費目的が狩猟の場合にあっては、これを省略することができる。

(消費許可書の記載事項の変更)

第27条 署長は、府令第11条第2項に規定する消費許可書記載事項変更届を受理した場合は、第23条第1項及び第2項の規定に準じて取り扱うものとする。

2 署長は、前項の規定により消費許可書の書換えをした場合において、その変更事項が他の署長に通知を必要とするものであるときは、速やかに電話等の方法により通知しなければならない。

(委任)

第29条 この規則の施行について必要な事項は、本部長が定める。